

湯沢町鳥獣被害対策不要果樹等伐採事業補助金交付要綱

令和8年4月30日

(趣旨)

第1条 本町は、湯沢町鳥獣被害防止計画に基づき、人里に出没するクマ等（以下「鳥獣」という。）による農作物等被害及び人身被害を防止することを目的に、町内会が行う果樹等を伐採する地域の環境整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、湯沢町補助金交付規則（平成20年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が町内で鳥獣の出没を防止するために行う果樹等を伐採する事業であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 鳥獣を直接誘引する果樹等又は町長が特に必要であると認めるもの
- (2) 伐採について所有者の書面による同意があるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助対象事業に要する経費とする。

- (1) 作業に用いる機械等の賃料、燃料費等に係る経費
- (2) 作業を行った者への賃金、謝礼等に係る経費
- (3) 伐採した果樹等の処分に係る経費
- (4) 作業を委託した場合の委託に係る経費
- (5) 前各号に掲げる経費のほか、町長が特に認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の額に相当する額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湯沢町鳥獣被害対策不要果樹等伐採事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、規則第9条の規定により補助金を交付することに決定したときは、湯沢町鳥獣被害対策不要果樹等伐採事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(計画の変更申請等)

第8条 規則第10条及び第8号に規定する承認を受けようとする者は、湯沢町鳥獣被害対策不要果樹等伐採事業計画変更承認申請書(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。

第9条 規則第13条の承認を受けようとする者は、湯沢町鳥獣被害対策不要果樹等伐採事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第16条の規定により、湯沢町鳥獣被害対策不要果樹等伐採事業実績報告書(別記第5号様式)を事業完了後速やかに町長に提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 町長は、規則第17条の規定により補助金の額を確定したときは、湯沢町鳥獣被害対策不要果樹等伐採事業補助金確定通知書(別記第6号様式)を補助事業者に交付するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。